

性の多様性を前提とした教育のあり方について

—同性愛嫌悪を手がかりにして—

服藤 涼花

目次

はじめに

1. 同性愛者に対する認識
 1. 1 同性愛者とは何か
 1. 2 日本における同性愛者の割合
 1. 3 同性愛者への差別・偏見

2. 学校教育にある異性愛規範と同性愛嫌悪
 2. 1 教科・教育
 2. 2 教職員

3. 日本の学校教育における性の多様性に対する取り組みと課題
 3. 1 文部科学省による対応
 3. 2 学習指導要領と学習指導提要の改訂
 3. 3 教科・教育に見られる改善

4. 課題解決に向けた具体的な事例
 4. 1 福岡県糸島市におけるLGBT教育の手引書の作成
 4. 2 イギリスの同性愛に対する取り組み
 4. 3 性の多様性を教える授業実践
 4. 4 性の多様性に関する教職員研修の実施

5. 性の多様性を前提とした教育のあり方
 5. 1 性の多様性を前提とした教科・教育の作成
 5. 2 教職員と保護者に向けた研修・セミナーの実施
 5. 3 性の多様性を前提とした教育の実施に向けて

おわりに

参考・引用参考文献

はじめに

近年、「セクシュアルマイノリティ」というワードを耳にする機会が増えている。このことは、芸能人やインフルエンサーがセクシュアルマイノリティであることをカミングアウトしたり、テレビでセクシュアルマイノリティに関する特集が組まれたりしていることから実感できるだろう。その影響もあり、かつてに比べて多様な性への理解が進みつつあるのは事実である。しかし、それと同時に、未だに当事者が生きにくさや困難を感じる社会も存在している。例えば、当事者らは学校や職場でセクシュアルマイノリティであることを理由にからかいを受けたり、議員らによる当事者に対する差別発言が見られたりしている。では、なぜ多様な性への理解が進みつつある中、未だ当事者に対する差別や偏見が存在するのだろうか。それは、我々一人一人のセクシュアルマイノリティに関する知識不足が影響していると思う。そこで、多くの人が通う学校という教育機関を通じて、セクシュアルマイノリティについて正しい知識を学ぶことで、当事者に対する差別や偏見が解消できると考えた。本論文では、性の多様性が認められる社会を作るための一歩として、性の多様性を前提とした教育のあり方について論じる。

さらに、今回はセクシュアルマイノリティの中でも同性愛者に焦点を当て、あるべき教育のあり方について検討していく。私自身、高校の英語の授業で同性愛について学習したのをきっかけに同性愛者が直面する問題への興味が高まった。大学の講義などで多様な性について学びを深めていく中で、当事者ではないいわゆるマジョリティに分類される人が同性愛者の困難を社会問題として捉えられていない現状を知り、マイノリティだけでなくマジョリティも含めて多様な性について学べる環境を作る必要があると思い、学校教育で性の多様性を取り入れることの重要性について同性愛嫌悪を手がかりにして論じることにした。

まず第1章では、同性愛者の意味や日本における同性愛者の割合、当事者に巻き起こる差別や偏見など、同性愛者に対する認識について確認する。第2章では、教科・教育において根強く残っている異性愛規範や同性愛嫌悪、さらに教職員の多様な性への理解の現状などを明らかにする。第3章では、現在の日本の教育の実態を取り上げる。文部科学省による性の多様性への取り組みや、学習指導要領の改訂、教科書教材に見られる変化などを見ていき、性の多様性という観点が広がりつつある現状と残された課題を明らかにする。第4章では、第3章で明らかになった課題の解決に向けて、参考となる具体的な事例を取り上げる。第5章では、ここまでの課題や事例を踏まえて、性の多様性を前提とした教育を行っていく上で今後必要なことについて検討する。

1. 同性愛者に対する認識

1章では、同性愛者の定義、日本における同性愛者の割合、当事者が実際に直面している差別や偏見を取り上げる。

1. 1 同性愛者とは何か

同性愛者を正確に定義することは非常に難しい。というのも、性は様々な要素から構成され、そのあり方は多岐にわたるからだ。では、性は具体的にどのような要素で構成されているのか。小宮によると、性は4つの切り口から説明できるという（“人間と性”教育研究所編 2002：29）。一つ目は、文化的性（gender role：性役割、gender pattern：性別類型）である。例えば、家の中で家事・育児をする、家の外でお金を稼ぐ、趣味で編み物をする、趣味で野球をするなど、いわゆる「女らしさ」や「男らしさ」を表す。二つ目は、体の性（sex：セックス）である。ヴァギナやペニス、性染色体などの体の性を意味し、一般的にはこれらによって、女、男、半陰陽者に分けられる。三つ目は、心の性（gender identity：ジェンダーアイデンティティ）である。これは、「自分は女である」、「自分は男である」といったような自分自身が心で認識している性を意味し、別名は性自認ともいわれる。最後は、性愛・恋愛の対象としての性（sexual orientation：性的指向）である。好きになる対象が異性か同性かといったような、性愛の方向性を示す。その中でも、異性を好きになる人をヘテロセクシュアル、同性を好きになる人をホモセクシュアル、異性と同性の両方を好きになり得る人をバイセクシュアル、性的欲求を持たない人をアセクシュアルと呼ぶ。ホモセクシュアルの中でも、男性同性愛者をゲイ、女性同性愛者をレズビアンと呼ぶ。かつては、「ホモ」や「オカマ」などの名称が使用されていたが、これらは侮辱や差別のニュアンスを含んだ言葉であり、当事者らに不快な思いをさせてしまうため、同性愛者を示す言葉として用いられなくなった。

ここまで性を構成する要素を説明してきたが、同性愛にとって最も重要なのは性的指向である。性的欲求や恋愛感情の対象が同性である人を同性愛者と呼ぶため、同性愛は性的指向によって定義づけされると言い換えることができるだろう。また、同性愛は性自認には左右されないということも注意しておく必要がある（池田ほか編 2012：154）。同性愛者の中には、心の性が女性に近いゲイもいれば、男性に近いレズビアンなどもいる。「同性愛者」という同じ枠組みにいても、性はグラデーションであるため、一概に定義することはできない。あくまで同性愛は性的指向の問題であるということに目を向けておくことが大切である。

さらに、同性愛は自分の意志で変えられるものではない（池田ほか編 2012：155-156）。同性愛者の中には自分の性的指向を自覚した時、「自分はおかしい」と思って、周囲に合わせようと性の対象を同性から異性に変えようと一生懸命努力する人がいる。しかし、異性愛者になろうとしても結局はうまくいかず、同性愛者に「なりたくてなった」わけではないことを自覚するのだ。また、同性愛を趣味・嗜好と捉える人もいる。しかし、同性愛者に「なぜ同性が好きなのか？」と聞いても、根拠があるわけではないためうまく説明できない。それは本人の好き嫌いであり、いわば本人に備わっている属性・本性である。つまり、同性愛は本人の意志や趣味・嗜好によって変えることができるものではないのだ。

1. 2 日本における同性愛者の割合

日本にはどのくらいの割合で同性愛者が存在するのだろうか。日本で行われた調査をい

くつか紹介する。

1981年、日本性教育協会は、高校生、短大生、大学生を対象に性行動の調査を行った。2万枚以上の調査票から性別や校種のバランスを考え、4990人分を無作為に抽出した。その中で、「あなたは同性の人と性的な身体接触をしたことがありますか」という問いに「ある」と回答したのは、高校生男子が5.5%、女子が5.7%、大学生男子が6.3%、女子が3.9%であった。この結果から、約40年前から同性愛者が既に日本にもいたことがわかる。

1994年には藤澤らが札幌、東京、名古屋、大阪、福岡に住む13歳から24歳の男女1万人を対象にHIVなどの性感染症に関する意識調査を行った。これは、郵送自記式で行われ、調査対象者は無作為に抽出された。有効回答は1968人で、20.3%であった。この調査で「同性に対して性的に惹かれたことがある」と回答していたのは、全体の20%だった。また、「同性に対し性的な興奮を感じて身体を触れあったことがある」と回答した人は、全体の10%だった。しかし、この調査は大都市部に偏っているところが問題としてあげられる。池田ら(2012)は、「地方では保守的、伝統的な性規範が根強く、とても暮らしぶらいと感じるので、同性愛者らは自ずとそうした地域を抜け出してプライベートも確保できて自由に暮らしやすい大都市に住もうとする傾向がある」と述べている。

2023年の2月から3月にかけて厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所の研究チームが、日本に住む18~69歳を対象に「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」を実施した。これは、住民基本台帳から層化二段無作為抽出法によって18,000人が抽出され行われた。この調査は、全国から無作為に抽出しているため、日本全体の結果を得ることが期待できる。全ての回答者5,339人のうち、自分自身は「ゲイ・レズビアン・同性愛者」と回答した人は19人で、全体の0.4%であった。

それぞれの調査によって数字が異なっているものの、いつの時代のどの集団にも必ず何%かの割合で同性愛者が存在していることは確かである。こういった潜在的なセクシュアルマイノリティをもっと可視化すること、そして当事者が直面している困難を明らかにし解決に導いていくことが、我々が求められていることなのである。

1. 3 同性愛者への差別・偏見

同性愛者を主としたセクシュアルマイノリティは、日々様々な場面で差別や偏見に悩まされている。日高(2016)が10代~50代のセクシュアルマイノリティ当事者を対象に行ったLGBT当事者の意識調査によると、小・中・高校の学校生活におけるいじめの被害は回答者の約6割が経験していた。また、職場や学校で「差別的な発言」を受けた人は7割に上り、「職場や学校がLGBTフレンドリー」だと感じる人は全体の約3割に留まった。

この結果からもわかるように、当事者らは未だ苦しい思いをしながら生活をしている現状がある。では、具体的にどのような困難があるのだろうか。LGBT法連合会(2019)は「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト」と題して、当事者の困難をまとめている。

まず、学校や教育場面においてだ。周囲から「気持ち悪い」、「ホモ」、「オカマ」などと侮辱的な言葉を投げかけられ自尊心が深く傷ついたという生徒や、書いていた日記を勝手

に読まれた上、同性の友達に恋愛感情を持っていたことをからかわれ仲を引き裂かれたという生徒、さらに性的指向や性自認に基づく差別やいじめから誰も救ってくれなかったため、学校の活動から孤立し学習を継続することが困難になった生徒などがいた。こういった学校内でのいじめの発生によって、当事者らは自尊心が傷つけられたり、周囲に相談できず孤立する、さらにひどい場合には学校に行けなくなったりしてしまう。さらに、家庭でも困難が生じている。好きな同性の子がいることが親にばれ「学校に行くな」と軟禁され、挙げ句の果てには勝手に転校を決められたという生徒や、自分の性自認や性的指向について家族から理解が得られず、家から追い出されてホームレスになったという生徒までいた。家族に自分の性をカミングアウトすると、虐待を受けてしまう危険性もあるため、自分の身を守るためにも性自認や性的指向について黙っておく当事者もかなり多いようだ。このように、学校だけでなく家庭でも居場所がなくなるというケースがある。

次は就労の場面である。就職活動や会社の規則、職場内でのからかいなどが主な差別だという。当事者の中で、就職活動をしていた際、結婚などの話題から性的指向や性自認についてカミングアウトをしたところ面接を打ち切られたという者や、大学のキャリアセンターでカミングアウトをして就職活動をしたい旨を伝えたら、どこも受からないからと口止めをされたという者がいた。セクシュアルマイノリティが就職活動中に不利な立場に置かれてしまうことは現在でも課題として頻繁にあげられる。当事者は隠れたところでのような困難に直面しているのだ。また、企業のあり方についての課題もある。そもそも性的指向や性自認で困難を抱える職員がいるという想定や配慮がないため、職員を助けるネットワークや支援が存在していない企業や、「LGBTフレンドリー」を社外にアピールしている企業を選んで就職したものの、実際は差別的な発言が多く、当事者が転職を考えざるを得ない環境の企業も存在するという。セクシュアルマイノリティに対して手を差し伸べる企業があるのも事実ではあるが、実際は配慮が及ばない企業が数多くある。さらに、職場でのいじめやハラスメントも耐えない。性自認や性的指向に関するハラスメントを受け、休職や退職を余儀なくされる人もいれば、職場でレズビアンであることをカミングアウトしたら「治してやる」、「男を知れば変わる」などと言ってレイプされたと言う人もいた。学校でも性自認や性的指向を理由にいじめは多く発生しているが、職場でもそれは同様であり、大人になってもセクシュアルマイノリティが安心して生活できない状況が続いてしまう。

いじめや差別は学校や職場だけではない。福祉の現場においても見られるという。高齢福祉施設で性自認や性的指向を理由に虐待を受けた経験がある人や、地域の障害施設の活動の中で同性愛をネタにして笑うような場面を経験した人などがいた。学校や職場に加えて、地域のコミュニティなどでもセクシュアルマイノリティに対する差別はあり、当事者は日常生活のあらゆる場面において困難を抱えていることがわかる。

ここまではいじめなどによる心理的苦痛がメインであったが、ここからは制度面で当事者らが直面している困難を取り上げていく。現在、日本では同性カップルが婚姻関係になることは法律上認められていない。そのため、パートナーが死別した際に葬式で喪主になれなかったり、お骨の引き渡しを拒否されたり、相続ができなかったり、パートナーが入院しても付き添いや看護が許可されなかったりするなど、法的に認められてないが故にスムーズに行かないことが多々ある。これだけでなく、公営住宅の申し込み拒否や、保険の

加入や年金の受給を断られるなどのケースもある。日本では、同性婚の法制化が進んでいないため同性カップルはこのような課題にも直面している。

同性愛者らが日々向き合っている困難を見てきたわけであるが、正直法整備に関しては簡単に進められるものではない。しかし、学校や職場でのいじめに関しては、我々がセクシュアルマイノリティに関する正確な知識を若い頃から身につけていくこと、それに対する意識を変えていくことによって、いじめを減らし、当事者らが苦痛を感じることなく安心して暮らせる社会を創造していくことが可能であると思う。そのためにも、学校教育でセクシュアルマイノリティの授業を積極的に取り入れていく必要があると考える。

2. 学校教育にある異性愛規範と同性愛嫌悪

2章では、学校での教育や使用する教材において、どのような異性愛規範や同性愛嫌悪が存在しているのかということ、そして、生徒に教育をする立場である教職員はそもそも多様な性についてどの程度理解しているのかということについて見ていく。

2. 1 教科・教育

そもそも日本の学校では、長い間同性愛は非行の一形態として位置づけられていた（眞野 2020 : 52）。1979年に文部省によって発行された『生徒の問題行動に関する基礎資料—中学校・高等学校編—』では、「一般的」や「社会道徳」などのもっともらしい言葉を用いて同性愛に対する差別を正当化しようとしたり、「正常な異性愛」というフレーズを使用することで同性愛が異常であると示したりしていたという（同上 : 52）。現在の文部科学省が発行している『生徒指導提要』において、このような直接的な差別をする記述は見られないものの、約40年前に公的な機関が同性愛の差別を助長していたことは、現在の学校教育にもある程度の影響を与えているだろう（同上 : 52）。

では、学校教育の中では具体的にどのような異性愛規範や同性愛嫌悪が残っているのだろうか。稲永（2023）は、中学校英語の教科書で異性愛規範が再生産される可能性について分析を行っている。平成28年度版文部科学省検定済中学校英語教科書を分析の対象とし、そこでは異性愛者であることを前提とした人間関係を表象する絵が散見されると指摘している。例えば、身の回りのものを表す英単語を覚える单元の中に、公園で過ごす人々が描かれた絵が使用されている¹。その描写の中に、楽しく過ごす親子が描かれているのだが、それは「異性カップルとその子どもたち」が描かれており、その他の親子の中に「同性カップルの親子」が描かれていることはなかったという。さらに、家系図においても異性愛規範が見られる（稲永 2023）。家族関係を示す英単語の学習用²に家系図が使用されているのだが、そこには“grandmother,” “grandfather,” “mother,” “father”といったよ

¹ COLUMBUS 21 English Course 1:12, TOTAL ENGLISH 1:16

² COLUMBUS 21 English Course 1:44

うに、その家系図において、大人は全員異性婚をしている設定になっており、同性とパートナー関係を築いている人は描かれていなかった。つまり、これらの描写によって、異性愛の関係に基づいた人間関係を構成する人々のみが可視化されているのである（稲永 2023）。

また、文部科学省が 2002 年から全国の小中学校に配布している「心のノート」の中学校編には同性愛嫌悪を示す内容が含まれている。そこには、「好きな異性がいるのは自然」というタイトルのページがある。これに対して眞野（2020）は「この記述は、全ての子どもが異性愛に発達することを前提としたものであり、非異性愛を想定していないという点で、公教育で使用する教材としては不適切である。この教材で学んだ異性愛の子どもは、自己肯定感を獲得すると同時に、異性愛ではない者を差別することを覚えるだろう。この教材は、意図せず同性愛嫌悪を教える教材になってしまっているのである。」と述べている。

小学校「体育」〔第 3 学年及び第 4 学年〕保健と、中学校「保健体育」〔保健分野〕にも異性愛規範が見られる。「小学校学習指導要領解説 体育編」では、「思春期には、初経、精通、変声、発毛が起こり、また、異性への関心も芽生えることについて理解できるようにする。さらに、これらは、個人によって早い遅いがあるもののだれにでも起こる、大人の体に近づく現象であることを理解できるようにする」という記載があった。さらに、中学校保健体育の保健分野においては、「身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする」といった記述があり、渡辺（2017）は、これらは性の関心が異性へ向かうことが前提とされたものであると指摘している。

ここまで、教科書教材や教育内容に存在する異性愛規範と同性愛嫌悪を具体的に上げてきたわけだが、このように学校教育のカリキュラムに根強く残る異性愛主義について、渡辺は以下のように述べている。

教科書を含むカリキュラムのなかでは、性的マイノリティを直接的に忌避・排除する言葉はほとんどありません。しかし意識的無意識的にかかわらず、性的マイノリティの存在が無視され、隠されることで、学習者である子どもたちは、異性愛こそが「自然」で「ふつう」なんだということを、気づかぬうちに学びとってしまいます。また、多くの教科で異性愛者のロールモデルとなる人々が登場しますが、性的マイノリティのロールモデルとなる人は登場しません。このような異性愛主義が貫徹したカリキュラムのなかでは、性的マイノリティである子どもたちは、自分たちが排除される社会に対してではなく、自分たちの存在自体に疑問を感じてしまうようになるのです。（“人間と性” 教育研究所編 2002：39）

このまま異性愛規範を基本とした教育を行い続けると、児童生徒は異性愛だけが「正しい」という誤認をしてしまう危険性がある。セクシュアルマイノリティの児童生徒が苦しい思いをしないため、そしてセクシュアルマイノリティだけでなくマジョリティに分類される児童生徒らへの理解を促進するために、異性愛に偏らない教育を行っていく必要がある。

2. 2 教職員

性の多様性を前提とした学校教育を実現する上で欠かせないのは、教職員の多様な性への理解、及び知識である。では、現状教職員はそれについてどの程度の理解をしているのだろうか。

日高（2021）は2019年10月から2020年3月にかけて、全国の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に所属する21,634人の教職員に「LGBTsと教育」について実態調査を行った。これは、日高が2011年11月から2013年2月にかけて、全国の自治体の5979人の教職員を対象に行った「性的マイノリティに関する意識および対応について」の実態調査の後続研究である。その結果、7割以上の教職員が「LGBTについて、授業で取り扱う必要がある」と回答し、その内の74.7%が「同性愛について教える必要がある」と回答した。以前の研究よりも11.9%上昇し、同性愛を授業で取り扱うべきだと考える教職員が増加していることがわかる。さらに、同調査の中で、「LGBTについて授業で取り入れた経験」があるのは、14.1%しかいなかった。つまり、同性愛について教える必要があると考えている教職員が7割以上いるにも関わらず、実際に教えたことがあるのは1割程度に留まっているのだ。授業でLGBTについて取り上げなかった理由としては、回答の割合が多かった順に、「教える必要性を感じる機会がなかった」、「教えたいと思うが教えにくい」、「教科書に書かれていない」などがあげられた。これに対して眞野（2020）は、「教える必要性を認識しつつも実際には教えていないという実態の背景には、学習指導要領や教科書の中に性的マイノリティや性の多様性についての記述が存在しないことの他に、そもそも教員自身が授業で教えられるほど性的マイノリティや性の多様性について『知らない』ために『教える自信がない』といった教員側の実情があるのではないかと考えられる。」と述べている。また、着目すべきは「教える必要性を感じる機会がなかった」という回答である。確かに、このように回答した教職員らはこれまでにセクシュアルマイノリティの生徒と関わる機会がなかったのかもしれない。しかし、電通が2015年に行った調査によると、LGBT層³に該当する人は7.6%だと算出された。だとすると、教職員らのほとんどはセクシュアルマイノリティと接したことがあるということになる。しかし、このように回答する教職員が多いということは、多くの教職員たちが学校で生じているセクシュアルマイノリティに対する差別などを見過ごしているとも言える（眞野2020：59）。

さらに別のアンケート調査からも、教職員の性的マイノリティに対する理解度が乏しいという結果が出ている。眞野（2020）が2015年4月から2016年8月にかけて、九州地方の教職員を対象に調査を行った。その調査の中で、以下の三つのことが見えてきた。一つ目は、回答者のほとんどがセクシュアルマイノリティに関するセミナーや研修会に参加したことがないという事実である。「これまでに性の多様性や性的マイノリティに関する研修を受けた経験はありますか」という問いに対し、半数以上が初めてだと回答した。過去に一度学んだことがあると回答した人が28.2%いたものの、全体の約80%が初心者に近い状態だと言えるだろう。二つ目は、性的マイノリティ＝性同一性障害という謝った認識

³ LGBT を含む性的少数者＝セクシュアル・マイノリティと定義されている。

を持った人が多いということだ。2019年に国立社会保障・人口問題研究所の研究グループが大阪市で行った無作為抽出による調査では、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・アセクシュアルに該当する人は3.3%であるという結果が出ている。これは人口に換算すると、約396万人である。一方、国内の性同一性障害の患者は2800人に一人で、つまりこれを人口に換算すれば約4万6千人の患者がいることになる。これらのデータに基づくと、性的マイノリティ全体から見た性同一性障害に相当する人の割合は1%程度であることがわかる。しかし、教職員は20%と回答した人が最も多く、次いで50%、80%と認識している人が多かった。それに対して、正当を選べた人はなんと7.8%しかおらず、90%以上の教職員が誤認していることが明らかになった。三つ目は、同性婚と少子化になんらかの因果関係があると考えている教職員が多数存在するということだ。少子化が進む日本では同性婚は未だ認められていない状態であり、また同性婚が法的に認められている国で少子化が進んでいることを示す科学的なデータも存在していない（眞野2020：71）。つまり、少子化と同性婚に因果関係があるということは正確な知識ではないのだ。

以上のアンケート結果から、生徒に対して正しい知識を教える立場の教職員らが、そもそもセクシュアルマイノリティに対して正しい理解をしていないということ、さらに正しい知識を身につけたり学んだりするはずの研修に参加したことがない教職員や、セクシュアルマイノリティに対する差別を見過ごしている教職員が多数存在するという実態が浮き彫りになった。このような状態が今後も続けば、性の多様性が認められる社会を構築していくことは難しいだろう。今後は、教職員に対して、性の多様性の正しい情報を提供するセミナーを行っていくことや、職員研修の段階でそのような知識を身につけていくことが必要不可欠である。

3. 学校教育における性の多様性に対する取り組みと課題

3章では、現在の日本の学校教育で性の多様性に対して行われている具体的な取り組みと残された課題についてまとめる。具体的には、文部科学省の取り組み、学習指導要領と学習指導提要の改訂、教科・教育の改善の3点から取り上げる。

3. 1 文部科学省による対応

文部科学省は、2010年に「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について（通知）」⁴を公表し、初めて性の多様性について言及した。この通知では、「性同一性障害

⁴ 文部科学省,2010,「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について（通知）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryō/1348938.htm（2023/12/14 最終閲覧）

のある児童生徒に係る対応」として、「児童生徒の不安や悩みをしっかりと受け止め児童生徒の立場から教育相談を行うこと」が求められている。これに対し永田（2022）は、「この動きは、性の多様性への取り組みが、教育行政からの発信で行われるようになった出発点だったと言える。」と述べている。その後、2014年には「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」を行った。この調査は、学校における性同一性障害に係る対応の現状を把握し、今後の対応を充実させるための情報を得ることを目的として行われ、結果として報告件数は600件に上った。また、特別な配慮の具体的事例としては、「自認する性別の制服着用を認める」や、「男子生徒の標準的な髪型よりも長い髪型を、清潔さを損なわない範囲で認める（高等学校、戸籍上男）」などが回答としてあがった。この調査によって、性同一性障害の生徒が数多く存在すること、そして学校では性同一性障害の生徒に対して完全とは言い切れないものの、多少の配慮があるということが明らかになった。2015年には、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」⁵という通知が発表された。この通知では、性同一性障害のある生徒への支援例として、服装、髪型、更衣室、トイレ、呼称の工夫、授業、水泳、運動部の活動、修学旅行等の項目が示されている。これらに加えて、医療機関との連携や、学校における支援体制、卒業証書等などについても言及されている。さらに、「悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる『性的マイノリティ』とされる児童生徒全般に共通するものである」とも明記された。文部科学省が発表した通知において初めて「性的マイノリティ」というワードが登場したのだ。この通知が発表された翌年には、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」という手引きが作成された。この手引きでは、性別違和のある児童生徒に向けた具体的な対応方法だけでなく、「いじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進すること」の重要性についても指摘されている。また、このほかにも文部科学省のホームページ上では、教職員向けの研修動画の配信⁶が行われている。動画内では、性的指向、性自認を表すLGBTに関する基本的な知識や行政動向に加えて、LGBTの児童生徒に対する関わり方等についても解説が行われている。さらに、令和5年6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進」に関する法律が公布・施行されたことを踏まえ、文部科学省は各教育委員会等に対して通知を発出した。

ここまで、文部科学省が行ってきた性の多様性への取り組みをまとめてきたわけだが、様々な調査や通知が発表されている一方で、それらに対する問題点もいくつか見られる。まず、通知や調査が「性同一性障害」に焦点を当てすぎているため、それとは異なるセク

⁵ 文部科学省,2015,「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm（2023/12/14 最終閲覧）

⁶ NITS 独立行政法人教職員支援機構,2020,「学校で配慮と支援が必要なLGBTsの子どもたち：校内研修シリーズ No.87」<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/087.html>（2023/12/14 最終閲覧）

シュアルマイノリティへの支援が具体化されにくいということだ。2010年、2014年～2016年の間に発表された調査や通知は全て性同一性障害に関連したものである。2015年の通知では、対象を「性的マイノリティ」にしているにもかかわらず、「性同一性障害に係る」という表題がつけられている。文部科学省の性的マイノリティに関する施策がここまで性同一性障害に偏ってしまう原因としては、これより前に発出された通知や文書が性同一性障害を焦点化したものばかりであったということがかなり影響していると考えられる。「性同一性障害」と明記してもセクシュアルマイノリティの種類は様々であり、同性愛などのようにそれに含まれないものも多数存在する。公的な教育機関が「性的マイノリティへの施策」と題して行っていることも、このままでは、「性的マイノリティ」＝「性同一性障害」という誤った認識を広めてしまう危険性がある。公の機関が、セクシュアルマイノリティに関する通知や調査を発出する際は、性同一性障害だけに焦点を絞らないようにしなければならない。

次に、多くの通知で、「教職員の理解増進の必要性」について言及しているにもかかわらず、それが進んでいない現状があるということだ。教職員向けの資料や動画が作成されたり、2022年に改定された生徒指導提要の『性的マイノリティ』に関する理解と学校における対応」という項目で、教職員の正確な理解の促進について言及されたりするなど、文部科学省は教職員らのセクシュアルマイノリティに対する理解増進に向けて様々な取り組みを行っているのは事実である。しかし、2章2節でも示したように教職員のセクシュアルマイノリティへの理解は未だ完全ではないというのが現状である。では今後、教職員らがセクシュアルマイノリティの知識を身につけていくためには、何が必要なのだろうか。それは、文部科学省が作成した資料や動画をもっと活用していくことだと考える。現在、ホームページに掲載されているものは、資料としてただあげられているだけに過ぎず、強制力を持たない。しかし、その状態では理解が深まらないのも当然である。これらの資料に強制力を持たせ、学ぶ環境を作ることによって教職員らのセクシュアルマイノリティに対する理解が増進していくと考える。

最後に、セクシュアルマイノリティに属する児童生徒への個別対応だけでなく、セクシュアルマジョリティに属する児童生徒が多様な性について学べる環境を整備することについても考える必要がある。眞野（2020）は、「当事者支援とは、当事者に対する直接的な支援のみを指すものではない」として、「周りの生徒への指導をなくしては、当事者支援は成立しえない」と指摘している。つまり、セクシュアルマイノリティへの支援を充実させるためには、マジョリティの理解を深めることが欠かせないのである。

3. 2 学習指導要領と学習指導提要の改訂

2017年に学習指導要領が、2022年に学習指導提要が改訂され、これはセクシュアルマイノリティの理解増進への一歩となった。そもそも、学習指導要領と学習指導提要とは何を意味するのだろうか。学習指導要領とは、全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法等に基づいて定めてい

る、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準である⁷。「学習指導要領」では、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。一方、学習指導要領とは、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成したものである⁸。平成22年に初めて作成して以降、いじめ防止対策推進法等の関係法規の成立など学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化するとともに、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況にある。こうしたことを踏まえ、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理し、今日的な課題に対応していくため、12年ぶりの改訂を行った。では、それぞれにおいて具体的にどのような改訂内容がセクシュアルマイノリティの理解に繋がるのだろうか。

学習指導要領は、2017年に改訂され、その後2020年度に小学校、2021年度に中学校、そして2022年度に高等学校で全面実施された。改訂後の『小学校学習指導要領解説体育編』では、「思春期には、初経、精通、変声、発毛が起こり、また異性への関心も芽生えることについて理解できるようにする」という記述が残された。つまり、異性への関心などは早い遅いあるものの、だれにでも起こる現象だという旨の記述が、改訂前の文章から削除されたのだ。『中学校学習指導要領解説保健体育編』においては、「身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し、個人差はあるものの、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを理解できるようにする」という記述において、個人差があるという旨の記述が追加された。

このような改訂を経て、性の多様性に向けて少しずつ進歩しているものの、大いに改善の余地があるのも事実である。両者とも、異性愛は誰にでも起こることではないという内容が含まれたが、依然として異性愛規範に則った文言が見られる。改訂時、パブリックコメントなどで性の多様性を学ぶことができる内容にするべきだという指摘があったものの、「保護者や国民の理解などを考慮すると難しい」として、学習指導要領で性の多様性が取り上げられることはなかった（永田2022：64-65）。多少の改善が見られても、10年に1度の改訂でこの程度の進捗であれば、学校教育において性の多様性を盛り込んで行くにはかなりの時間を要する。カリキュラム編成の基準となる学習指導要領で性の多様性を取り入れていくことで、教科・教育にも普及し、多様な性の理解が進んでいくのではないだろうか。

ここからは、学習指導要領の改訂に着目していく。2022年の改訂によって、第12章

⁷ 文部科学省、「学習指導要領とは何か？」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/1304372.htm（2023/12/14 最終閲覧）

⁸ 文部科学省、「生徒指導要領（改訂版）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm（2023/12/14 最終閲覧）

「性に関する課題」に「性的マイノリティに関する課題と対応」という節が追加された。その内容は、まず、性同一性障害に係る児童生徒の対応について述べた後に、LGBT や性自認 (SOGI) ・性的指向についての解説が行われている。第1項「性的マイノリティに関する理解と学校における対応」では、性的マイノリティに関する大きな課題は、少数者であるために正常と思われず、当事者が社会の中で偏見の目にさらされるなどの差別を受けていること、また、現在ではそれが不当なことであるという認識が広がっているにもかかわらず、いまだに偏見や差別が起きているということだという旨の記述がある。それに続いて、「文部科学省では、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、『いじめ防止対策推進法』⁹に基づく『いじめの防止等のための基本的な方針』を平成29年に改定し、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知することが追記された」と説明している。それを踏まえた上で、「教職員の理解を深めることは言うまでもなく、生徒指導の観点からも、児童生徒に対して日常の教育活動を通じて人権意識の醸成を図ることが大切」だと述べている。学校での具体的な対応として、「いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進すること」や、「性的マイノリティとされる児童生徒には、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることなどを踏まえつつ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくこと」などが明記されている。第2項「性的マイノリティに関する学校外における連携・協働」では、当事者である児童生徒の保護者との関係、教育委員会等による支援、医療機関との連携やその他の留意点について述べられている。

ここまで生徒指導提要の改訂内容を見てきたわけだが、これにも一つ課題があると考えられる。それは、3章1節「文部科学省による対応」でもあげたが、セクシュアルマイノリティに属する児童生徒への個別対応や支援に焦点を絞りすぎていることだ。当事者である児童生徒やその保護者に対する配慮に関する記述は数多く見られるが、いじめや差別を引き起こした人への指導や対処についてはあまり言及されていない。いわゆるセクシュアルマジョリティに属する人に対してどのような理解を求めるのか、どのような対応をしていくのかということまで具体化していく必要があるだろう。

3. 3 教科・教育に見られる改善

2章1節では、日本の学校教育や使用されている教材において、異性愛規範や同性愛嫌悪が根強く存在していることについて言及した。しかし、ここ数年間で、各教科の教科書にも少しずつ変化が見られ、性の多様性に関する記述や記載が増えてきたのだ。永田(2022)によれば、2017年から2021年にかけて様々な教科においてその変化が見られたという。まず、2017年に高等学校の家庭科において、家族や多様な生き方に関する内容が扱われ、その中で「多様な性」や「LGBT」が取り上げられた。また、政治・経済や世界

⁹ 文部科学省、「いじめ防止対策推進法」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm

史、倫理、英語の教科書においても、法の下での平等、人権、家族のかたちの変化などの内容で「性的少数者」や「LGBT」という語が取り上げられている。

2019年には、中学校の道徳において、多様な性のあり方が取り上げられ、性的マイノリティや性別違和について言及された（永田 2022）。義務教育における教科書で、性の多様性についての記載が見られたのはこれが初めてのことだったという。

2020年には、2017年に改訂された学習指導要領を全面実施するべく、小学校の保健体育の教科書において初めて、性別違和や同性愛に関する内容が取り上げられた（永田 2022）。光文書院が発行している小学3、4年生の教科書では、『性についてのなやみ』として「みなさんのなかには、自分の『体の性と心の性が違う気がする』と感じる人や、『異性に関心がもてない』と感じる人などがいるかもしれません」という記述がある。さらに、児童のイラストの横にある吹き出しには、「女らしい、男らしいっていう話は、なんだか苦手だな」という台詞が書かれている。これらの記述によって、性自認や性的指向に関する違和感は誰にでも起きる可能性があり、異常なことではないということが学べるだろう。

2021年には、2019年の道徳に続き、国語科や歴史、公民、家庭科、美術、保健体育などで性の多様性について言及する教材が掲載され始めたという（永田 2022：67）。例えば、美術においては、生徒が制作した同性カップルが描かれたポスターを紹介している教科書や、公民において、ジェンダーレス制服を取り上げる教科書が存在する（同上：67）。保健体育では、東京書籍が出版した「新しい保健体育」において、「性の多様性とLGBT」というタイトルの章末資料が掲載された。そこには『男性』『女性』という生物学的な性と、『自分は男性である』『自分は女性である』という自分の意識（心の性）が一致しない人がいます。また、自分の心の性と違う性の人に関心をもつ人もいれば、同じ性の人に関心をもつ人もいます。このように、性についての私たちの心は、とても多様です。」と書かれており、小学校の保健体育の教科書同様、性自認や性的指向について言及されている。さらに、その隣には生物学的な性別は女性であるが、心の性は男性であり、好きになる性別は女性であるという人物が、周囲の人にカミングアウトした際の実体験エピソードが掲載されている。これを載せることにより、生徒が当事者やカミングアウトされる側の人の立場になって多様な性について考えられるようになることが期待されている。これに加えて、この教材では「LGBT」というワードが使用されなかった。その理由として東京書籍は、「LGBTという単語が知られるにつれ、セクシャルマイノリティはL・G・B・Tの4パターンに分けられると認識する人も増えてきた。しかし、実際には、Q（クエスチョニング、クィア）、A（アセクシュアル）その他、多様なセクシャリティが存在する。そして、それらを含めて表現するために、LGBTでなく、LGBTQ、LGBTQ+などと表現する場合もある。このように、LGBTに関連する用語は、考え方や立場などによって少しずつ違い、新しい研究や知見などによって変化していく傾向にある。そのため、『新しい保健体育』では、大切なのは用語を覚えることやセクシャリティを分類することではなく、性は多様であることを理解し、『自分らしさ』『その人らしさ』を尊重できるようになることであると考え、あえてLGBTという言葉をしなかった」と回答している。しかし、この文章はあくまで内容解説の文書に取り上げられただけであって、教科書に掲載されたわけではなかった。しかし、生徒の理解を深めるにあたってこの文章はそのまま教科書に掲載す

るべきだと思った。そうすることで、生徒はさらに、性はグラデーションであるということや学習することができるようになるのではないだろうか。

4. 課題解決に向けた具体的な事例

ここまでの課題を整理する。異性愛主義に則った教科・教育については、改善の余地が大いにあるものの、少しずつ改良もされている。そのほかについては、セクシュアルマイノリティの個別対応などに焦点を絞りすぎており、セクシュアルマジョリティも含めて多様な性について学べる環境が整備されていないことや、教職員らの知識不足などが課題としてあげられた。そんな中、これらの課題を解決するべく、教職員向けの手引書の作成や研修の実施、生徒に向けた授業実践などを行っている事例がいくつか存在する。4章では、そういった具体的な事例を取り上げていく。

4. 1 福岡県糸島市における LGBT 教育の手引書の作成

2018年3月、福岡県糸島市教育委員会は、「多様な性のあり方や性的マイノリティの人権課題について、自分の生き方と結びつけながら考える学習により、知識理解、豊かな人権感覚、実践的態度を育成するための指導の手引き」として「人権教育の手引き 3～多様な性を理解し、ともに生きるために～」を発行した。この手引書は、2019年度から糸島市の全ての教員に一人一冊配布され、多様な性を踏まえた授業づくりに使用されている（眞野 2020：269）。当時、教育委員会が LGBT に関する手引書を発行する事例は、全国的にもかなり珍しかった。では、糸島市における LGBT 教育の手引書はどのように作成されていたのだろうか。眞野（2020）は、2014年4月から2017年12月にかけて手引書の作成に携わった6人のメンバー及び、糸島市において最初に性の多様性に関する勉強会を始めた養護教諭、人権教育担当教員、文部科学省指定の授業研究に携わった教諭らに聞き取り調査を行った。その調査結果を踏まえながら、手引書作成の流れを説明していく。

2011年、福岡県糸島市では「人権教育・啓発基本指針」¹⁰の中に「性的少数者」が加わり、セクシュアルマイノリティの人権が明記された。そこには、「男性が男性を好きになることや、女性が女性を好きになることで、嫌がらせやいじめを受けたり、からだの性とところの性が一致しない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされたりするなど、社会生活の中で、性的指向や性自認等を理由とした偏見や差別があります」と記述した上で、「性的指向や性自認等を理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、性の多様性について多くの人々が認識し、理解を深めるためのさらなる啓発が必要です」と書かれており、差別や偏見を無くすための啓発の重要性について言及している。糸島市は、市民の正しい理解及び、人権尊重の意識の向上のため、ハンドブック等の作

¹⁰ 福岡県糸島市「糸島市人権教育・啓発基本指針」

<https://www.city.itoshima.lg.jp/s018/010/030/030/20210407104851.html>

成や当事者を講師に迎えた講演会・研修会を開催している。

2013年には、教職員組合に所属する養護教諭たちの間で性の多様性に関する学習会が開催されるようになった(眞野 2020:270)。組合の部長を務めていた教員は、以前子どもの相談電話の受け手をしていた頃、セクシュアルマイノリティの当事者と思われる子どもからの電話を受けたことがあったが、当時は知識がなかったため理解できない状態であった。しかし、セクシュアルマイノリティの当事者教員であった眞野と出会ったことをきっかけに、知識を蓄えることの大切さに気づき、養護教諭たちとの勉強会を開催することに決めた。そのほかの養護教諭のメンバーも、部長同様、セクシュアルマイノリティについて無知な状態であったが、勉強会を通じて知識を得ることができた。

それに続いて、人権・同和教育担当者の間でも性の多様性に関する研修会が実施されるようになった(同上:276)。2012年に行われた糸島市人権教育担当者研修会において、児童生徒から差別的な発言があった際の対応について議論がなされているとき、眞野は「ホモやオカマなどの発言は差別対象として扱わないのか」と問題提起を行った(同上:276)。それに対して、長い間糸島市の小学校で人権教育を担当してきただけでなく、行政機関でも人権教育を担当した経験がある教師は、「性的少数者に対する認識不足によって、彼らへの差別の言葉の問題性に気づけなかった。」と回答した。(眞野 2020:277)。しかし、こういった最初知識がなかった教員らも、学習することによって知識を得たり、眞野のような当事者から直接話を聞いたりすることによって、「セクシュアルマイノリティは大変な人権問題だ」という認識に変化していったのだ。

2014年には、福岡県糸島市のとある中学校が文部科学省の研究指定を受け、性的少数者の人権に係る授業研究が行われた(同上:270-280)。さらに、その中学校に上がってくるとされる子どもの中に、セクシュアルマイノリティ当事者の子どもがいることも明らかになった。文部科学省から人権教育研究指定を受けたことにより、予算が得られ、その中学校では当事者や専門家を招いて研修が何度も行われた。さらに、その2年後には同じ校区にある小学校が同様の研究を受け継ぎ、授業研究が進められた。

中学校・小学校における授業研究を経て、2017年9月、教師用のLGBT教育の手引書の作成が開始された(同上:281)。そもそも、このプロジェクト自体は、同年4月に糸島市の教育委員会が中心となって立ち上がっており、3年前に作成した人権教育の手引きの第3弾として、LGBTについての手引きを作ることになったという(同上:282)。糸島市教育委員会がLGBT教育の手引書の作成を決めた背景については、その3年前に作成した「障害者差別に関する手引き」が、ある程度効果をあげたことから、教員用の手引書を作成することの有効性に気づいたことが前提としてあるようだ(同上:284)。さらに、手引書の目的について、手引き作成の座長である校長は以下のように述べている。

指導案を載っけてそれをやってくれとするのが目的ではない。そうではなくて、どういう前書きをつけたり、授業を作るにあたってどんなことを大事にすればいいのかということをつけたりすることによって、教師が読んで学べるものにするのが大事だと思っています。つまりそれをやればいいのかというのではなく、それを通して、教師側が何を学んで積み上げていくのが重要だと考えています。(同上:283)

それを単なる指導案や教材として扱うのではなく、それを通して教職員らが性の多様性に

ついて学ぶことができるということが、この手引書を作成する上で大切なことである。

ここまで、眞野が行った聞き取り調査を踏まえながら福岡県糸島市の LGBT 教育手引書の作成の流れを説明してきたわけであるが、これを作成するにあたって課題もあった。それは、性の多様性の取り組みに対する否定的な意見の分析ができていないことである。今回授業研究を行った中学校では、セクシュアルマイノリティ当事者の入学や、文部科学省による研究の指定、数多くの研修の実施などによって、教職員らの理解が促進されたと考えられるが、現状では、セクシュアルマイノリティや性の多様性に関する授業をしようとしても、他の教職員らの理解を得ることが難しいために、実施ができないケースが多く見られる（同上：280）。多様な性の理解を促進するにあたっては、ある程度の反対意見も存在するはずだ。そのような否定的な意見も含めて分析を行っていくことで、より磨きのかかった手引書が作成できると考える。

現在では、福岡県糸島市を皮切りに、岡山県倉敷市など多数の都道府県や市町村でも、教職員向けの指導書や人権教育の実践資料などが作成されている。性の多様性の取り組みが全国的に展開されていることは、今後の理解増進に向けた大きな一歩だと言えるだろう。

4. 2 イギリスの同性愛に対する取り組み

性の多様性に対する取り組みは、国内だけでなく海外でも行われている。ここでは、イギリスの取り組みを紹介する。

イギリスでは、4歳の生徒を対象に、全ての教科を通して同性愛について教えるというプロジェクトが2011年に開始された（眞野2020：144）。Training and Development Agency for Schools という教員養成開発機構からの35,000ポンドの補助金が資金として提供されており、学校側はこの授業プランを利用するかしないかを選択できるという¹¹。各教科では、以下のように同性愛が取り入れられている。数学では、人口に占める同性愛者の割合が示された国勢調査の結果を用いて統計を教えたり、問題にゲイのキャラクターを使用したりしている。デザインとテクノロジーの授業では、同性愛者の権利運動に関連したシンボルを作成させる。理科では、ペンギンやタツノオトシゴなどのように、オスが子育てにおいて主な役割を果たす動物について学んだり、同性のカップルを含む様々な家族構成についてディスカッションを行ったりする。地理では、1960年代にサンフランシスコのカストロ地区がアイルランドの労働者階級の地域から世界初の「ゲイ地区」に変わったという歴史について調査し、同性愛者がなぜ田舎から都市に移り住んでいったのかを考えさせる。国語では、同性愛者の登場人物を使用したり、LGBTの語彙について教えたりする。これらのように、様々な教科を通じて同性愛に若い頃から触れることで、セクシュアルマイノリティに対する差別や偏見がなくなることが期待される。このイベントを運営し

¹¹ Jasper Copping “Gay lessons’in maths, geography and science”

<https://www.telegraph.co.uk/education/educationnews/8275937/Gay-lessons-in-maths-geography-and-science.html>(2023/12/14 最終閲覧)

た The Schools Out という組織は、この授業プランの目的について、「LGBT コミュニティの人生と業績を称えること、そして多様性と文化的多元主義をポジティブなものとして見るように奨励すること」だと述べている¹²。また、このプロジェクトに参加したデビッド・ワトキンスは、各教科で同性愛を取り入れることについて、「同性愛者の登場人物を使用することは単に同性愛を教えることではなく、世の中には自分とは異なる様々なタイプの人がいるという考えを子どもたちに知ってもらうことだ」と述べている¹³。

イギリスでは、子どもたちの間で根強く同性愛嫌悪が存在しているために、このように全ての教科を通して同性愛について教えることが徹底されている（眞野 2020：144）。しかしこれは、セクシュアルマイノリティだけでなく、セクシュアルマジョリティを含めた全ての子どもが同性愛について学ぶことができるため、性の多様性の理解増進にはかなり有効な取り組みだと言えるだろう。

4. 3 性の多様性を教える授業実践

現在の日本の学校教育では、セクシュアルマジョリティに分類される人も含めて、性の多様性について学べる環境を作ることが必要だということは何度も述べてきた。それを実践するべく、同性愛を授業で取り扱うことによって生徒たちの性の多様性への理解を促そうとする者がいた。この節では、その授業内容やそれを受けた生徒の反応などを取り上げる。

埼玉県で中学校の教員をしていた竹内秀子氏は、1997 年度に中学 2 年生の学級活動において、同性愛に関する授業を 2 時限構成で行った。（“人間と性”教育研究所編 2002：58-61）。当時の日本では、マスコミが同性愛をネタとして扱う風潮があり、その影響もあってか日常生活においても「オカマ」などの差別用語を使って同性愛者と異性愛者を区別しようとしていた。さらに、竹内氏は実際に教育現場で、子どもたちが人権問題になりかねない発言をしているのを幾度となく聞いていたという。しかし、竹内氏はそういった日常を苦痛に感じると共に、これからの未来を担う子どもたちが同性愛について正しく理解し、同性愛者が同性を愛することを当たり前の権利として行使できる日を学級から実現させたいと思い、この授業を行うことを決めた。

ここからは具体的な授業内容について見ていく。竹内氏は事前に「あなたの好きな人についてのアンケート」を実施した。これは無記名で行われ、質問項目として、好きな人の有無、いる場合にはその人の性別や年齢、好きなところなどがあげられた。授業をするにあたって、竹内氏はまず、雰囲気のを和ませ、自由に語り合える雰囲気を作るため、黒板にカップルがバックハグをしている図を貼った。ここで注意すべきことは、カップル=異性同士というレッテルを貼らないために異性愛か同性愛かわからないものを使用すべきだと竹内氏は指摘する（同上：61）。次に、アンケートの集計結果を生徒に配布する。アンケートを行った結果、「今好きな人がある」と回答した人は、生徒 35 人中、男子が 7

¹² 同上

¹³ 同上

人、女子が12人だった。また、その中で女子は全員異性が好きと回答したが、男子の中に好きな相手は同性だと回答した人が1人いた。生徒たちは真剣にこのデータを確認し、クラスの多くに好きな人がいるという事実を知った。このように、データを生徒に見せることに対して竹内氏は、「クラスに『同性がすき』という生徒がいましたが、こういった生徒の存在をきちんとおさえ、注目させることが大切です。」と述べている。しかし、アンケート結果を見せることが、同性愛者の人物探しのきっかけにならないように配慮しなければならない。それを防ぐためには、教職員が生徒に対して「勇気をもってみんながともプライベートなことを教えてくれたのだから、その人の気持ちを大切にしようね」や「この授業がきっかけで良い方向に行くのなら先生は嬉しいけれど、悪い方向に行くのでは悲しいな」といったメッセージを伝えていくことが重要である(同上:64)。

また、アンケートで好きな人がいると回答した人に対して、「その人の何が好きか」と質問したところ、男子は上位3つが「性格がいい人」、「優しい人」、「かわいい人」であり、女子は「性格がいい人」、「優しい人」、「スポーツができる人」であった(同上:64)。この結果から、生徒たちは相手の外見や内面を重視していることがわかる。また、「人を好きになって、自分の何が変わったと思いますか」という質問に対しては、男子からは「自分を客観的に見られるようになった」や「少し明るくなった」などの回答があり、女子からは「その人の前では恥ずかしくて何も言えない子になった」や「昔より素直に自分のことを言えるようになった」などのような回答があった(同上:65)。これらの回答結果から、好きな人ができると相手だけでなく、自分に対しても目が向くようになることがわかる。このような気持ちをさらに明確に言語化するために、竹内氏は授業の中でグループ活動を取り入れた。その内容は、「心臓がバクバクする」や「おしゃれになる」、「その人のことを考えるようになる」などのような文言が書かれたカードを配っておいた上で、「人は恋をすると〇〇になる」というフレーズになにが当てはまるかをグループで考えさせ、発表を行うというものである。その結果、生徒たちはグループ活動を通して、「恋をすると外見も内面も変化していくこと」及び、「相手のことを想えば思うほど、自分とは何かを考えてしまう」ことを知る(同上:66)。そして、このときこそ子どもたちにとって自己肯定となるか、自己否定となるかの一つの大きな節目だと竹内氏は指摘する(同上:66)。もし同性愛者がこのとき「あなたはおかしい」と言われた場合、重要な過程をゆがんだまま過ごさなければならない。恋愛の対象が異性であれ同性であれ、その気持ちは他人に邪魔されてはならず、尊重されなければならない。生徒たちは、恋愛の対象に関係なく誰しもがそういった感情を抱くということを、授業を通して学び、共感していくのである。

その後、竹内氏はある手紙(ラブレター)を生徒たちに紹介した(動くゲイとレズビアン 1992)。それは男の子から男の子に送られた手紙であったのだが、竹内氏はその事実を伏せて、手紙の内容だけ伝えた。その手紙には、好きな気持ちを本人に伝えられないじれったさや、気持ちを本人に伝えても返事がもらえない悲しみなどが綴られていた。それを聞いた生徒は、「ラブレターを書くのは女」という思い込みが強くあるためか、異性間で交わされた手紙だと思っていた。その後、生徒にこれは男子から男子に送られた手紙であるという事実を伝えると、生徒たちは驚きを見せた。それと同時に、このような真剣な気持ちを目の当たりにすると、同性愛も異性愛も違いはないということが改めて理解

できるようになるのである。授業の最後に、生徒たちに感想を書いてもらい、同性愛に対する率直な意見を聞く。以上で1時限は終了した。

2時限目では、生徒が授業終了時に書いた感想を紹介する。同性愛に対して否定的な意見も見られたものの、同性愛者が経験する困難などを理解すると共に、それに今まで気づけてなかった事実を知ることができたという感想が多く見られた(同上:70)。さらに、竹内氏が「同性が同性を好きっておかしい、異常だ」などと他人から言われたらどう思うかと生徒に質問をしたところ、「恋をする気持ちをバカにするなど思った」や「それ以降自分は黙ってしまう。誰にもそういった話をしない」といった答えが返ってきた。こういった生徒たちの発言を受けて、竹内氏は以下のように述べた。

人が「〇〇が好き」という感情は尊重されていい。いや、尊重されなければならない。異性愛者が異性を好きになることは、あたりまえのこととして受け入れられているのに、同性愛者の場合、その対象が同性というだけで、人としての大切な感情が尊重されない。そういった人たちの存在にぜひ目を向けてほしいし、気持ちを知ってほしい。そして、何も特別な人たちではないことを知ってほしい…。(同上:71-72)

この授業を通して、同性愛者でも異性愛者でも抱く感情に差異はないこと、またその感情は他人に介入されるものではないことを生徒に伝えることができた。

竹内氏は自身の授業実践を経て、こういった授業をするにあたっておさえるべき4つポイントを紹介している(同上:73)。1点目は、授業者が授業をするにあたって学習し、教育者として人権にふれるような言葉などを発しないようにすること。2点目は、同性愛について教育者が正しく理解し、同性愛は異常ではなく、性的指向の問題であるということを知ること。3点目は、教室のなかにも同性愛指向の子どもがいることをしっかり意識すること。また、同性愛指向子どもがこの授業によって傷つくようであってはならず、そういったデリカシーをもつこと。4点目は、同性愛指向の子どもたちが、安心して自己確立できるような環境にしていくこと。この4点を意識した上で、セクシュアルマイノリティの子どももセクシュアルマジョリティも隔てなく、同性愛について学べる授業づくりを行っていくことが、今後の日本の学校教育には必要であると考える。

4. 4 性の多様性に関する教職員研修の実施

学校教育で性の多様性に関する授業をするにあたって、教職員の知識及び理解は必要不可欠である。しかし、現在の日本では、2章2節でも述べたように教職員の性の多様性に関する知識不足が課題となっている。そのような状況の中、教職員の理解増進を図るために、教職員に向けて性の多様性に関する研修を行う者がいた。ここでは、その研修内容や受講者の反応を取り上げる。

そもそも、性の多様性に関する教職員研修が実施されるようになった背景には、2015年4月30日に文部科学省が全国の都道府県の教育委員会に向けて発出した「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施について」の影響がある(眞野2020:240)。

その中で、「これらについては、『自殺総合対策大綱』（平成24年8月28日閣議決定）¹⁴を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です」と記されている。「自殺総合対策大綱」¹⁵とは、政府が自殺対策基本法に基づき作成しているもので、2012年の改定で性的マイノリティに関する記述が初めて取り上げられた。その中で政府は、性的マイノリティの自殺念慮の割合が高いことや、その背景に無理解や偏見等があることを指摘し、教職員の理解を促進するという方針を打ち出した。このような啓発が影響を与え、教職員を対象とした研修が増加した。

眞野は2016年に福岡県内の教職員を対象に90分の研修を実施した（同上：242, 243）。この研修の目標は二つあり、一つは「教員が自分自身の問題として主体的に考えることができるようになること」、もう一つは「自明視されている性的マイノリティ/性的マジョリティという区分それ自体を問い直し、差別の前提となる権力関係を揺さぶること」であった。研修内容は大きく分けて5つのセクションに分類される。

まず、眞野は受講者に対して「性はグラデーションである」という考え方を教えた（眞野2020：246-249）。性には、文化的な側面、生物学的な側面、性愛という側面、法的側面など様々な要素が含まれるが、眞野は身体的側面・心理的側面・性愛の3つの要素に絞って説明をした。今回の研修で眞野は、3つの要素をそれぞれ「体の性」、「心の性」、「好きになる性」と表記し、それぞれの性が男女に二分できるものではなく、連続性のあるものだと伝えた（図4-1）。3つの要素をより具体的に見ると、「体の性」に関しては、性器の特徴や、性染色体、性ホルモンなどの影響から個体差が生じ、単純に男女に分けることができない。「心の性」については、受講者に「あなたの心の性は？」と尋ねても返答に困る人が多く、それほど単純に理解できるものではない。自分の性自認を認識する際、根拠となるものさしが必要になるが、男らしさや女らしさにはっきりとした基準は存在しない。また、これは時代や社会の状況に伴って変化する。眞野は心の性のグラデーションについて、「既存の男らしさや女らしさに自分を合わせようと努力するよりも、個々が自分らしい姿、自分の形を創造していければよい」と述べている（同上：248）。「好きになる性」については、異性愛だけでなく同性愛や両性愛、無性愛など様々な性的指向が存在することを説明した。このように3つの側面から考えると、一人一人の性のあり方は多様な性のグラデーションの一つに過ぎないということが理解できるようになる。この考え方を取り入れることによって、目標の一つでもあったセクシュアルマイノリティとセクシュアルマジョリティの構造を見直していくことも可能になるのだ。

次のセクションでは、セクシュアルマイノリティの推計値を紹介し、受講者らに当事者の存在を気づかせた。異性愛が前提とされ、ジェンダー規範的な社会においては、当事者らは自分の身を守るために秘匿にしている場合がある（同上：249）。そのため、セクシュアルマイノリティの存在は可視化されにくい現状にある。しかし、電通が2015年に行っ

¹⁴ 厚生労働省「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html（2023/12/14）

¹⁵ 同上

た調査によると、LGBT層¹⁶に該当する人は7.6%だと算出された。それならば、教職員らの身近にも当事者はいるはずである。仮に潜んだ状態だとしても、当事者がいるかもしれないということを受講者に伝えた。

第3セクションでは、セクシュアルマイノリティを表す言葉について考えた（同上：250-251）。これまではその表現として、「ホモ」や「オカマ」などのような言葉が用いられていた。しかし、そのような言葉がもつ差別的な意味を無くすために、「LGBT」のような新しい呼び方が作られた。しかし、新しい言葉が誕生しても差別がなくなったわけではなく、「ゲイ」というワードを用いてからかいが起こることもある。言葉を変えること自体が大切なのではなく、当事者らに対して未だに差別や偏見が存在している状態を問題視し、私たちの認識を変えていくことが大切である。

第4セクションでは、当事者支援の事例を交えてセクシュアルマイノリティの子どもに対する対応の仕方や支援方法について教えた（同上：251）。教職員らの中では、具体的な支援方法がわからないために戸惑う人が多いという。しかし、当事者が抱える問題を解決するためには、当事者に対する支援だけでなく、周囲の生徒への働きかけも重要である。眞野は研修を通して、周囲への理解を促すことの重要性を伝えた。

最後のセクションでは、まとめとして「性的マイノリティへの差別をなくす“10箇条”」を提示した（眞野2020：251-255）。「①性はグラデーションである」については、先ほど述べたように、性のあり方は連続的なものであると考えることが大切であると説明した。「②教職・職員室・家庭に性的マイノリティがいる」では、生徒だけでなく教職員や家族にも当事者がいる可能性があるということを述べている。「③性の多様性を前提とした環境作り」では、掲示物や図書など様々な方法で性の多様性を肯定する環境を整備することの重要性が指摘されている。「④性的マイノリティを否定する言動をしない」においては、セクシュアルマイノリティを肯定する言動を増やし、子どもたちに言動から性の多様性について学ばせることの必要性が述べられている。「⑤正確な情報を知ること」については、2章2節でも述べたが、現在の日本では多くの教職員が多様な性に関して誤った認識をしている状態である。そのような状況を改善し、当事者・非当事者関係なく性の多様性について学べるようにするには、教職員が正しい知識を身につけ子どもに教えていく必要がある。「⑥性的マイノリティに関する話題を秘匿化しない」では、それに関することをタブーとして扱うのではなく、積極的に議論していくことが重要だと述べられている。「⑦性的マイノリティに対する差別や偏見は社会の問題」においては、当事者が抱える問題を個人の問題として扱うのではなく、社会問題として捉える必要があると指摘している。「⑧学校・職場で“性の多様性”理解についての研修を行いましょう」では、題名の通り研修を行う大切さや、1回で終わらせず継続して学ぶ続けることの大切さについて言及している。「⑨保護者・地域への啓発」について、子どもが同居する家族や親からの差別を回避することの難しさ故に、保護者や地域に啓発を行う必要がある。最後に、「⑩当事者探しはしない」は、4章3節でも少し触れたが、生徒においても教職員においてもやはり一定数当事者の児童生徒を探し出そうとする人がいる。しかし、大切なのは「誰が

¹⁶ 注3と同意

当事者なのか」ではなく、当事者がいる環境に自分もいることを自覚することである。それを理解した上で、学校内にある差別を見つけて注意することが、教職員の果たすべき責任なのである。

ここまで眞野が行ってきた研修内容を具体的に見てきたわけであるが、研修後に行った自由記述のアンケートでは、受講者から様々な反応があった(同上:256-260)。最も多く見られた意見は「自らの教育実践を見直したい」というものであった。この研修を通して自身の中にある異性愛規範やジェンダー規範に改めて気づくと同時に、教育者として発言や行動を意識していきたいという記述が多く見られた。また、性の多様性に対して無知である自分に気づき反省する声や、自分自身の性のあり方を捉え直し、性の多様性の問題を自分の問題として考えられるようになったという声なども多くあがった。

受講者からの反応を見てもわかるが、今回の研修に参加した教職員には非常に良い影響を与えることができた。研修の目標であった「セクシュアルマイノリティの問題を主体的に考えられるようになること」、及び「マイノリティとマジョリティという構造を見直すこと」は、十分に達成できたと考えられる。こういった教職員に対する研修を今後も継続的に実施していくことで、教職員はこれを通して知識を身につけることができ、学校教育においても当事者や周囲の児童生徒がセクシュアルマイノリティについて学べる環境を作ることが可能になるだろう。

5. 性の多様性を前提とした教育のあり方

5章では、これまでの歩みの性の多様性に対する取り組みや、授業や研修の実践例を参考にしながら、性の多様性を前提とした教育のあり方について考察する。

5. 1 性の多様性を前提とした教科・教育の作成

ここまで何度も話題にあげてきたが、日本の学校教育は多少の進歩が見られるものの、依然として異性愛規範が残っている。異性愛主義を基本とした考え方を子どもの頃に植え付けてしまうと、同性愛など異性愛以外のものを「異常」なものとして認識してしまう可能性がある。それ故、学校でセクシュアルマイノリティを理由としたからかいやいじめなどが後を絶たず、当事者が子どもの頃だけでなく大人になっても苦しんでいる現状にある。

また、そもそも性の多様性に関連した授業を受けたことがないという生徒もいる。日高(2016)によると、学校教育で同性愛について習ったことがないと回答した人は10代で48.2%もいた。つまり、約半数がそれについて学んだことがないということになる。

このような現状を改善していくために、まず全国全ての学校で性の多様性に関する授業を行っていくことが必要だと思う。たとえ環境が違って、それについて学ぶ機会を平等に確保することで、子どもの頃から多様な性を理解できるようになるだろう。竹内氏が行った授業実践でも、受講した生徒の反応は受ける前と後で大きく変わっていた。また、当事者だけでなくマジョリティに分類される子どもも交えて教えていくことで、全員が自分に関する問題なのだ当事者意識を持って問題に向き合えるようになるだろう。

具体的な内容としてはまず、授業の構成や内容を考えるにあたって最も重要な学習指導要領に性の多様性に関する記述を盛り込むことが必要だと思う。2017年の改訂で「個人差」などのワードを加えることによって異性愛が当たり前ではないということが示されたものの、「異性への関心」というフレーズは未だ残っている。異性愛を基準に考えるのではなく、性はグラデーションであり、明確な基準は存在しないという内容を示すべきだと思う。

また、文部科学省の通知は以前のものに則らず、対象を性同一性障害に絞らないものを発出していくべきだ。セクシュアルマイノリティは全てが治療の対象というわけではない。しかし、今の対応のままでは、セクシュアルマイノリティ当事者は治療の対象者だという誤解を与えかねない。児童生徒や教職員がそれに関して幅広く正確な知識を身につけるためにも、セクシュアルマイノリティを平等に取り扱う必要があるだろう。

各教科では、イギリスの事例にならい、同性愛などセクシュアルマイノリティの事例に触れていくことが有効であると思う。例えば、国語では「同性愛」や「アセクシュアル」など、セクシュアルマイノリティを説明する際に用いられる言葉の正確な意味について学ぶ。数学では、「割合」の単元で日本や世界の同性愛者の比率を求める。社会では、同性愛差別を社会問題の一つとして捉えそれについて学ぶ時間を作る。具体的には、実際に同性愛者が向き合っている困難について知り、自分がマイノリティの立場になったときどう感じるかななどをクラスで話し合うのが良いと思う。また、道徳や総合学習の時間には、ディスカッション形式で生徒同士が意見交換をするべきだと思う。それぞれの意見の正誤を判断するのではなく、自分以外の考え方を取り入れることによって新たな価値観に出会えるかもしれない。これらのような授業を行っていくことによって、生徒らは自分もこの問題に関わっている一人なのだという意識を持てるようになると思う。

5. 2 教職員と保護者に向けた研修・セミナーの実施

2章2節では、教職員の中で性の多様性の授業をした経験がある人がかなり少ないということや、教職員がそもそも性の多様性について理解していない現状などを取り上げた。5章1節で述べたように、今後セクシュアルマイノリティ当事者へのからかいやいじめをなくし、彼らが安心して暮らしていける社会を作るためには、学校教育でこれを扱っていくべきである。しかし、今のままでは教職員が正確な知識を有していないため、到底生徒に教えられるはずはない。そこで、教職員に向けた研修やセミナーを全員参加必須で行うべきである。文部科学省のホームページにも教職員向けの動画が掲載されているが、それはただ掲載されているに過ぎない。また、文部科学省が通知を発出してもそれは強制力を伴わないため、今のままだとそれらは何の役割も果たしていないことになる。そういった公教育機関の動画や通知を活かし、教職員が多様な性について学べる機会を確保することが大切である。

しかし、これは教職員だけで良いのだろうか。私は、保護者にも同様にこういったセミナーを実施する必要があると思う。1章3節で紹介したように、セクシュアルマイノリティ当事者の中には、学校だけでなく家庭においても虐待や差別を受け、居場所をなくしている人がいる。セミナーを通してそういった現状を学び、保護者も自分に関係する問題であるということを知ることによって、当事者意識を持てるようになるだろう。

研修やセミナーでは眞野(2020)が行った研修を参考にし、セクシュアルマイノリティの

用語や性は単純に「男」と「女」で分けられるものではないということ、セクシュアルマイノリティが自分の周囲にもいる可能性があることなどを学ぶのが良いと思う。それに加えて、当事者らがどのような被害を受けているのかなど具体的な例を交えて紹介することで、よりそれに関する意識を持てるようになるだろう。眞野（2020）の研修を受講した教職員の反応の中には、自分の行動を反省する声や無知な状態を恥じる声などもあがった。このように、教職員同様保護者も多様な性について学ぶ時間を作ることで、自分自身の子に接する態度や日頃の言動などを見直すことができる。また、この研修を教職員と保護者を完全に分けて行うのではなく、数回に一度程度合同で開催し意見交換を行うことで、異なる視点から物事を捉えられるようになる。

大人になってから多様な性について学ぶのは決して遅いことではない。自分や社会の現状を見直し、気づいたその日から改善していくことで、より良い社会を作ることにつながると思う。

5. 3 性の多様性を前提とした教育の実施に向けて

ここまで、同性愛者に焦点を当てセクシュアルマイノリティが直面している困難を明らかにするとともに、彼らが差別や偏見なく安心して暮らしていける社会を創造するためには、多くの人が通う「学校」という教育機関を通じてセクシュアルマイノリティに関する正しい知識を身につける必要があるということを主張してきた。それを行うにあたり、現在の課題として異性愛に則った教科・教育が作成されていることや、教職員の知識不足などがあげられた。それを解決するためには、異性愛だけを正しいとするのではなく、性のあり方は多種多様であるという考え方を前提としてカリキュラムなどを作成することや、教職員向けの研修を積極的に行っていくことが有効であると考えられる。竹内氏や眞野（2020）が実際に行った授業実践や研修の受講者の反応を見ても、自分の言動を反省する声や新たな価値観に出会えたなどの声があがっており、こういった授業や研修は非常に意味のあるものであると思う。また、このセミナーは保護者に向けても行っていくことで、家庭における差別の解消にも繋がっていくのではないだろうか。

さらに、これは SNS やマスメディアの分野にも関与する問題だと思う。授業実践を通じて生徒や保護者が自らの SNS での投稿内容や文章を見直すことができたり、メディアの発信に対して従来とは異なる見解が持てたりするなど、新たな領域でセクシュアルマイノリティについて考えることができるようになる。

こういったことを通じて教職員や保護者、児童生徒らが正しい知識を得るとともに、セクシュアルマイノリティの問題に当事者意識を持って向き合えるようになれば、今後当事者に対する考え方や態度に変化が生まれ、より良い社会を構築していくことに繋がるだろう。

おわりに

本稿では、同性愛嫌悪を手がかりにして、性の多様性を前提とした学校教育の必要性について述べてきた。その中で、改善されてはいるものの、未だ異性愛主義が残り続けている現

状が明らかになった。教科書教材や学習指導要領で異性愛を基本とした記述が見られ、多様な性を踏まえた教育作りにはこれからも多くの改善が必要であることがわかった。また、教職員や保護者に向けた研修セミナーを行っていくことも大切である。今までセクシュアルマイノリティについて学んだことがなかった人も、こういった学習機会を通じて意見交換をすることで、新たな視点からこの問題を捉えることができるようになるだろう。

今回は、同性愛者に焦点を絞ったが、そもそも同性愛者と表現してもそのあり方は多様であり、直面する課題もそれぞれ異なる。差別や偏見以外は今回取り上げたもの以外にもあることが予想されるため、そういった細部の情報にも目を向けていく必要がある。これを残された課題としたい。

最後に、今回の研究を通して、日本では性の多様性について学習した経験がある人が少ないという現状を知り、かなりの衝撃を覚えた。しかし、改善の余地が大いにあるのも事実である。今後、授業実践や研修セミナーを増やしていくことで、多くの人が多様な性について学び、それが結果的に、当事者が安心して生活できる空間を作ることに繋がると思う。

また、自分自身の言動を改めて見直すきっかけにもなった。今まで講義で性の多様性の用語や差別・偏見などについて学ぶことはあったものの、詳細に捉え直すことなどはあまりしてこなかった。しかし、今回の研究を通じて様々な価値観に触れたことで、自分のあり方を見つめ直すとともに、当事者意識を持ってこの問題について考えることができるようになった。

参考・引用文献

- 池田久美子・生駒広・木村一紀・黒岩龍太郎・土肥いつき・宮崎留美子・ロニーアレキサ
ンダー・セクシュアルマイノリティ教職員ネットワーク編著, 2012, 『セクシュアルマイノ
リティ:同性愛、性同一性障害、インターセックスの当事者が語る人間の多様な性』明石
書店
- 稲永知世, 2023, 「英文学論集」『中学校英語教科書の批判的ディスコース分析——再生産
される異性愛規範 (heteronormativity) に焦点を当てて——』 30. 45-66
- 動くゲイとレズビアン研究会編, 1992, 『ゲイリポート』飛鳥新社
- LGBT 法連合会, 2019, 「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困
難のリスト」 [https://lgbtetc.jp/wp/wp-
content/uploads/2019/03/%E5%9B%B0%E9%9B%A3%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%83%88%E7%AC%AC3%
E7%89%88%EF%BC%8820190304%EF%BC%89.pdf](https://lgbtetc.jp/wp/wp-content/uploads/2019/03/%E5%9B%B0%E9%9B%A3%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%83%88%E7%AC%AC3%E7%89%88%EF%BC%8820190304%EF%BC%89.pdf)
- 釜野さおり, 2019, 「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート」
[https://www.ipss.go.jp/projects/j/SOGI/%E7%B5%90%E6%9E%9C%E9%80%9F%E5%A0%B120190
425%E5%85%AC%E8%A1%A8%E7%94%A8.pdf](https://www.ipss.go.jp/projects/j/SOGI/%E7%B5%90%E6%9E%9C%E9%80%9F%E5%A0%B120190425%E5%85%AC%E8%A1%A8%E7%94%A8.pdf)
- 倉敷市教育委員会, 2018, 「性の多様性を認め合う児童生徒の育成Ⅱ」
<https://www.moj.go.jp/content/001275419.pdf>
- 国立社会保障・人口問題研究所, 2023, 『「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」
の結果概要』
<https://www.ipss.go.jp/projects/j/SOGI2/ZenkokuSOGISummary20231027.pdf>
- 電通ダイバーシティ・ラボ, 2015, 「LGBT 調査 2015」
<https://www.dentsu.co.jp/news/release/pdf-cms/2015041-0423.pdf>
- 永田麻詠, 2022, 『性の多様性と国語科教育：言葉による見方・考え方を働かせる授業づ
くり』明治図書出版
- 日本性教育協会編 (1983) 『青少年の性行動——わが国の高校生・大学生に関する調査・
分析第 2 回』小学館
- “人間と性”教育研究所編著, 2002, 『同性愛・多様なセクシュアリティ:人権と共生を学ぶ
授業』子どもの未来社
- 日高庸晴, 2016, 「LGBT 当事者の意識調査～いじめ問題と職場環境等の課題～」
https://www.health-issue.jp/reach_online2016_report.pdf
- 日高庸晴, 2021, 「子どもの“人生を変える”先生の言葉があります」 [https://health-
issue.jp/teachers_survey_2019.pdf](https://health-issue.jp/teachers_survey_2019.pdf)
- 福岡県糸島市, 2018, 「人権教育の手引き 2・3」
<https://www.city.itoshima.lg.jp/s007/010/040/030/050/010/3004anken.pdf>
- 藤澤和美・宗像恒次・田島和雄(1996) 「日本の青少年の性行為とエイズ認識」宗像恒次編
著『青少年のエイズとセックス——自立と共生のための性教育に向けて』日本評論社
- 眞野豊, 2020, 「多様な性の視点でつくる学校教育:セクシュアリティによる差別をなくす
ための学びへ」松籟社

文部科学省, 2013, 「いじめの防止等のための基本的な方針」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1304156_02_2_1.pdf

文部科学省, 2014, 「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2016/06/02/1322368_01.pdf

文部科学省, 2011, 「心のノート 中学校 同じ一人の人間として」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2011/02/24/1302318_21.pdf

文部科学省, 2017, 「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説体育編」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_010.pdf

文部科学省, 2023, 『「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の公布について（通知）』
https://www.mext.go.jp/content/230705-mxt_kyousei01-000029040_06.pdf

文部科学省, 2022, 「生徒指導提要（改訂版）」
https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf

文部科学省, 2016, 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/__icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf

文部科学省, 2017, 「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説保健体育編」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_008.pdf

渡辺大輔, 2017, 「日本教育政策学会年報」『「性の多様性」をめぐる教育・学習と性的マイノリティ支援のあり方』

_____, 2020, 『令和 2 年度版教科書『小学保健』内容解説資料』光文書院
https://www.kobun.co.jp/Portals/0/resource/products/hoken/dl/hoken_naiyokaisetsu.pdf

_____, 2021, 「令和 3 年度中学校「新しい保健体育」性の多様性と LGBT」
https://ten.tokyo-shoseki.co.jp/text/chu/hotai/documents/hotai_seinotayouseitolgbt.pdf

図表

表 4-1

性はグラデーション

	女性	男性
① 体の性	←	→
② 心の性	←	→
③ 好きになる性	←	→

(眞野 2020 : 244) より引用